

緊急通報装置等設置事業について

緊急通報装置等整備事業では、在宅で生活する高齢者等に対して、急病や災害の発生などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために緊急通報装置の貸与を行っています。

1. 利用対象者

市内に住所を有する者で、おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、身体障害者のみの世帯、又はこれらに準ずる世帯で、かつ、専門機関等において以下のいずれかに該当し、設置の必要性を認めた者

- (1) 介護保険において「要支援」以上の認定を受けている者
- (2) 身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者
- (3) 緊急時の対応が困難な身体的状況にある者、または重大な事態が懸念される疾病等がある者

2. 利用者負担額

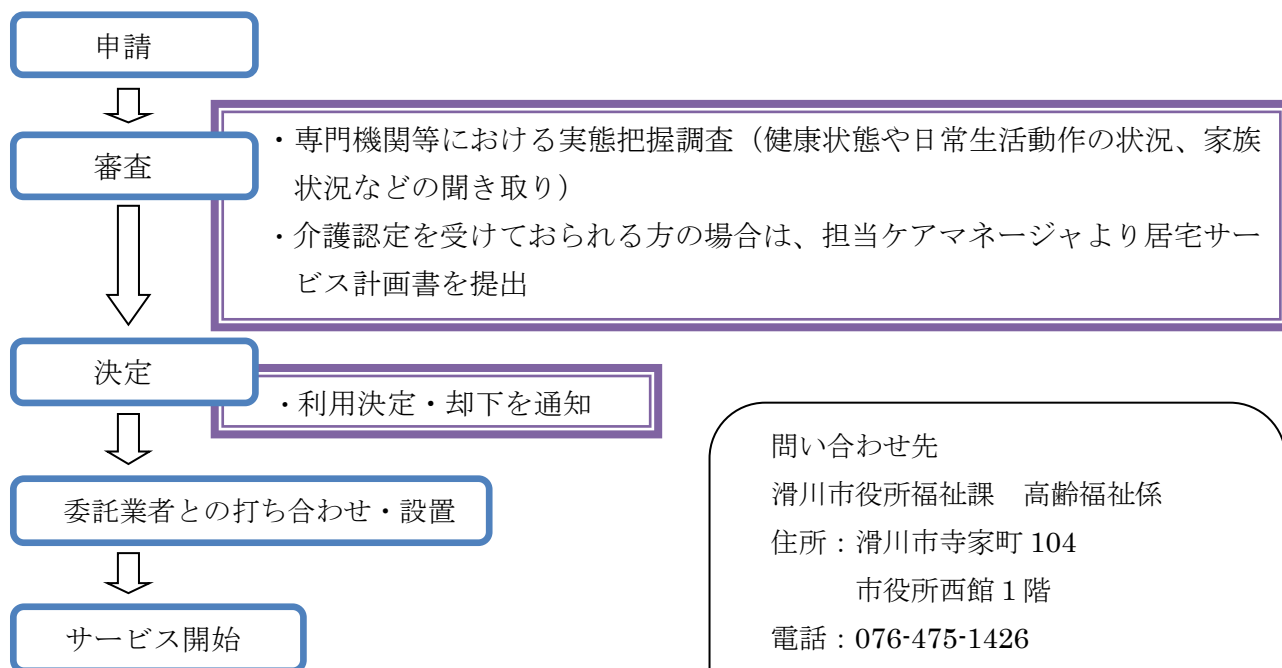
1 ヶ月あたり 400 円

3. 委託業者（3社） ※選択制

- ・ ALSOK あんしんケアサポート株式会社
- ・ 富山県総合警備保障株式会社
- ・ 株式会社立山システム研究所



4. 手続きの流れ



問い合わせ先
滑川市役所福祉課 高齢福祉係
住所：滑川市寺家町 104
市役所西館 1 階
電話：076-475-1426
FAX：076-476-5505